

板橋区の各地域ケア会議と A I P 推進協議会について

板橋区の地域ケア会議は、裏面の図のとおり各会議の位置づけをしており、各個別課題を区レベルの課題へと普遍化し、政策の実行や課題解決への方向性を示すこと、板橋区版 AIP がめざす「年を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けること」の推進を図ることを目的に運営している。

地域ケア会議とは

【設置根拠】

介護保険法 115 条の 48 第 1 項により、包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のために、市町村が置くよう努める会議

【目的・機能】

個別ケースの支援内容の検討を通じた「自立支援に資するケアマネジメントの支援」、「地域包括支援ネットワークの構築」及び「地域課題の把握」であり、その上で地域ケア会議を、「高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の充実を図るための一つの手法」に位置付け、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成の 5 つの機能を持つとしている（厚生労働省平成 25 年 3 月 29 日通知）。

ひとつの会議で 5 つの機能全てを満たす必要はなく、おおまかに、個別課題の検討→日常生活圏域レベルの課題検討→市区町村レベルの課題検討、と検討範囲ごとに複数の会議を設けることが想定されている。各会議はそれぞれの検討範囲で課題解決を図り、検討範囲だけでは解決できない課題や共通する地域課題を上位の会議に報告することで、最終的には区市町村レベルで政策形成につなげるのが望ましい姿とされている。

板橋区地域ケア会議体系図)

【資料 2】

会議の機能・目的

・政策形成
(基盤整備、
事業化への検討、
他部署への提案、
計画等位置づけ等)

・地域課題発見
・地域づくり
・資源開発

・個別課題解決
・ネットワーク構築

板橋区 A I P 推進協議会、地域ケア運営協議会、板橋区高齢者福祉・介護保険事業計画委員会 等

報告・情報共有

意見・提言

地域ケア政策調整会議 (区レベル地域ケア推進会議)

「地域ケア政策調整会議」において、日常生活圏域レベルの地域ケア推進会議から提案された地域課題と解決の方向性について、情報共有を行う。その地域課題を踏まえ、課題の解決に向けた新たな施策・事業の実施やサービスの提供体制等について協議・検討し、各担当部署において取組を進めていく。

主催：おとしより保健福祉センター地域ケア推進係 回数：年3回

地域課題と解決の方向性を提案

地区ネットワーク会議 (日常生活圏域レベル地域ケア推進会議)

「地域ケア個別会議」で検討した事例などのうち、(専門職中心型 or 地域住民参加型)

① 医療・介護連携に関する個別事例や地域課題などについて医療職、介護職、区職員が専門的に検討し、ネットワークの構築、課題の把握、資源開発に結び付ける。

② 住民・専門職等が参加し、インフォーマルな地域課題・地域資源等を整理、共有する。

主催：地域包括支援センター 回数：年1回以上(包括ごと)

第2層協議体
(支え合い会議)

住民・専門職等が参加し、インフォーマルな地域課題・地域資源等を整理、共有する。SCが共有するが、各包括が共有・連携をフォローする。

「地域ケア個別会議」やその他の業務で把握した地域課題を共有・検討。

情報共有・連携

地域ケア個別会議 (各業務に位置づけ)

※この他、「地区別連絡会」等で個別事例検討を行った場合も、地域ケア個別会議と位置づけることができる。

小地域ケア会議

(ケアマネジメント支援型地域ケア個別会議)

主催：地域包括支援センター
回数：年1回以上(包括ごと)

地域リハサービス調整会議

(自立支援型地域ケア個別会議)

主催：おとセン介護普及係
回数：年9回(各包括1事例以上)

認知症初期集中支援事業チーム員会議

主催：地域包括支援センター
回数：年6回(包括ごと)

地域包括支援センター所掌業務

個別ケース検討(カンファレンス)：各業務において随時実施